特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和6年12月9日

I 関連情報

 ①事務の名称 住民基本台帳に関する事務 市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳は保和42年は業第3月今。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する名を図の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ時、向い行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の型理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネークレを図り、う。を都適用よめて、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の理由を選定なるとのである。また、住基法に基づいて住民基本台帳の不か「アークレを図り、全国共通の本人確認とステム(住民基本台帳の本)。を認知するための番号の利用等に関する法律(収定とちまえ律第27号。以下「番号法」という。)の規定にはい、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する底体な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワークを図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。と都追肩県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を職別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成(2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正(3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(4)転入届に基づき住民票の記載を上た際の転出元市町村に対する通知(5)本人若しくは同一の世帯に属する者又はその他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付(6)住民票の記載率項に変更があった際の都道府県知事に対する通知(7)地方公共団体情報ンステム機構(以下「機構)という。)への本人確認情報の照会(8)住民から前妻に基づ住民票コードの変更(9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10)個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10)個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10)個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10)個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10)個人番号の上により機構に対する法律に規定する個人番号、個人番号の上、特定個人情報の提供等に関する命令作用の表と策定の場合を第56号の表との人番号のカード関連事務の委任)により機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 1 既存住民基本台帳システム 2 住基ネット(※) 3 番号連携システム 3 番号連携システム 4 中間サーバー 5 コレビニ交付システム 4 中間サーバー 5 コレビニ交付システム 4 中間サーバー 5 コレビニ交付システム 4 中間サーバー 5 コレビニ交付システム 5 コレビニ交付システム 6 中間・アイルを近に示す「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイルを以び(3)送付先情報ファイルを可能の情報ファイル」及び(3)送付先情報ファイルを以び(3)送付先情報ファイルを以び(3)送付先情報ファイルを以び(3)送付先情報ファイルの名称	①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
2 住基ネット(※) 3 番号連携システム 4 中間サーバー 5 コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファ	②事務の概要	の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成(2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正(3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知(5)本人者しくは同一の世帯に属する者又はその他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付(6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知(7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会(8)個人番号の通知及び個人番号カードの変付(10)個人番号の通知及び個人番号カードの変付(10)個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10)個人番号の通知及び個人番号カードの交付「10)個人番号の通知及び個人番号の利用等に関する法律に規定する個人電号、個人番号カード、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号、一下、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人、個人番号、個人番号カード、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人、個人番号、個人番号、一下、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人である命(平成26年総務省令第85号)第358(個人番号、個人番号カード、特定の人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人の一下、特定の過入で表別では、対し、日本の企作を記述しては、行政を対しては、行政を対しては、行政を記述しては、行政を記述しては、行政を記述しては、行政を記述しては、行政を記述していては、行政を記述していていては、行政を記述していていては、行政を記述していていては、方式を記述していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい
において管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の市町村CS部分について記載する。	③システムの名称	2 住基ネット(※) 3 番号連携システム 4 中間サーバー 5 コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)

2. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第2条(・・第2条(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 情報提供ネットワークシ	・ ・ステムによる情報連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、6 6、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、 124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、15 6、158、160、163、164、165、166の項) 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会 住民基本台帳に関する事務において情報照会は行わないため、該当なし。
5. 評価実施機関における	
①部署	市民活動部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	部署:市民活動部市民課 所在地:刈谷市東陽町1丁目1番地 電話番号:0566-62-1009
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	部署:市民活動部市民課 所在地:刈谷市東陽町1丁目1番地 電話番号:0566-62-1009
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和6	年3月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		年3月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記 載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ [十分である] スクへの対策は十分か 2) 十分である

3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱い	の委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や	情報提供ネットワー	一クシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムと	の接続		[〇]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ				<選択肢> 1) 特に力を入れている	,
スクへの対策は十分か	[]	2) 十分である3) 課題が残されている	
	[十分である]	2) 十分である	5
スクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリス	[十分である]	2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	5
スクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である 十分である]	2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	
スクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十	[消去 []	2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	
スクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[消去 []	2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	is in the second

9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いとま	きえられる対策	[0]全	項目評価又は重点項目評価を実施す	する		
最も優先度が高いと考えら れる対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	事務に必要のない情況で正に使用されるリスな使用等のリスクへの対象であるリスクへの対象システムを通じて目的システムを通じて不正い、減失・毀損リスクへ	対策 党(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策]		
当該対策は十分か【再掲】	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I - 4 ②法令上の根拠	1 (省略) 2 番号法別表第二における情報提供 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 3 (省略)	1 (省略) 2 (74、85の2の項を追加) 3 (省略)	事後	
平成28年11月11日	Ⅰ - 1 ③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム 2 住基ネット(※) 3 統合番号連携システム 4 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の市町村CS部分について記載する。	1~4 (省略) 5 コンビニ交付システム ※(省略)	事前	
平成29年4月1日	I - 5 ②所属長	市民課長 小出 多恵子	市民課長 野村 妙子	事後	
平成31年2月25日	Ⅰ - 5 ②所属長の役職名	市民課長 野村 妙子	市民課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月25日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月12日	I - 1 ②事務の概要	Ⅰ - 1 ②事務の概要	(省略) なお、「(9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。(省略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I - 4 ②法令上の根拠	1 (省略) 2 番号法別表第二における情報提供 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 3 (省略)	1 (省略) 2 (97、107の項を追加) 3 (省略)	事後	
令和4年4月28日	Ⅰ - 4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法別表第二における情報提供 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 3 (省略)	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 (21の項を削除) 3 (省略)	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	番号カード、特定個人情報の提供等に関する 省令(平成26年総務省令第85号)第35条(個 人番号通知書、個人番号カード関連事務の委	ドの交付」に係る事務については、行政手続に	事後	重要な変更に当たらない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	 既存住民基本台帳システム 住基ネット(※) 統合番号連携システム 中間サーバー コンビニ交付システム (省略) 	 既存住民基本台帳システム 住基ネット(※) 番号連携システム 中間サーバー コンビニ交付システム (省略) 	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報	報別が音まれる頃(1、2、3、4、6、6、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の頃	1 (省略) 2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会 住民基本台帳に関する事務において情報照会は行わないため、該当なし。	事後	重要な変更に当たらない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正